

令和2年6月定例議会 議案概要		担当課	子育て応援課	種別	条例															
議案番号	議案第68号	議案名	琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について																	
目的	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第40号)の公布・施行に伴い、所要の改正を行うもの。																			
内容	<p>1 概要</p> <p>国の子ども・子育て会議(令和元年12月10日)において「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し」が行われ、地域型保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設確保と、居宅訪問型保育の保育事業について、省令の改正が行われた。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 家庭的保育事業所等の地域型保育事業所卒園後の受け入れ先としての連携施設の確保について、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合は連携施設の確保を不要とする。</p> <p>(2) 保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対し、居宅訪問型保育の実施を可能とする。</p> <p>3 その他</p> <p>現在、町内に該当保育施設なし</p> <p>参考 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  児童の発達に必要な水準を確保するため、児童福祉法第34条の16の規定に基づき、省令を踏まえ、条例で基準を定めている。</p> <p>家庭的保育事業所等は、主に0歳から2歳児までの児童を対象とした小規模保育施設で、待機児童対策と多様な保育需要に応える事業として全国的に実施されている。</p> <table border="1" data-bbox="352 1570 1412 1818"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>定員等</th> <th>保育実施場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 小規模型保育事業</td> <td>6~19人</td> <td>保育者の居宅、その他の場所</td> </tr> <tr> <td>(2) 家庭的保育事業</td> <td>1~5人</td> <td>保育者の居宅、その他の場所</td> </tr> <tr> <td>(3) 事業所内保育事業</td> <td></td> <td>事業所等</td> </tr> <tr> <td>(4) 居宅訪問型保育事業</td> <td>1:1(保育者:児童)</td> <td>保育を必要とする子どもの居宅</td> </tr> </tbody> </table>					事業種別	定員等	保育実施場所等	(1) 小規模型保育事業	6~19人	保育者の居宅、その他の場所	(2) 家庭的保育事業	1~5人	保育者の居宅、その他の場所	(3) 事業所内保育事業		事業所等	(4) 居宅訪問型保育事業	1:1(保育者:児童)	保育を必要とする子どもの居宅
事業種別	定員等	保育実施場所等																		
(1) 小規模型保育事業	6~19人	保育者の居宅、その他の場所																		
(2) 家庭的保育事業	1~5人	保育者の居宅、その他の場所																		
(3) 事業所内保育事業		事業所等																		
(4) 居宅訪問型保育事業	1:1(保育者:児童)	保育を必要とする子どもの居宅																		
補足事項	施行日 公布の日																			